

## 平成 22 年度の検討における方針・課題（案）

### 1. 検討に当たっての考え方

#### （1）検討対象に係る考え方

環境配慮契約法基本方針については、必要に応じた見直しを実施することとされており、以下に掲げたいずれかの項目を満たす製品・サービスが契約の対象となる場合に見直しを検討することを基本的な考え方とする。

- ①国等が排出する温室効果ガス等の削減を図ること。すなわち、国等の排出量の大きい製品・サービスや高い削減効果が見込まれる製品・サービスを対象とすること。
- ②民間部門への波及効果が大きく、我が国全体の温室効果ガス等の排出の削減に寄与する製品・サービスを対象とすること。
- ③新たな技術開発や普及の進展等により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が見込める製品・サービスを対象とすること。
- ④温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境政策の観点から、広く普及を図る必要のある製品・サービスを対象とすること。
- ⑤基本方針と関係のある他の国等の施策が見直された場合には、当該見直し内容を踏まえ、適切に対応すること。

#### （2）提案募集について

契約類型の追加、修正等の参考とするため、本年度と同様に、民間事業者等を対象に広く提案募集を行うこととし、上記の考え方に照らし、必要に応じて詳細な検討を実施する。

#### （3）検討の進め方

本年度に引き続き、環境配慮契約法基本方針について検討することを目的とした有識者による検討会（環境配慮契約法基本方針検討会）を設置し、環境配慮契約の基本的考え方、手続、評価基準等について検討を行うこととする。

また、本年度と同様に、検討会の下に契約類型ごとのワーキンググループを設置し、学識経験者、業界団体、事業者、関係機関等に参画を依頼し、追加または修正等の検討を実施する。

同時に、各府省庁等の調達担当者との意見交換を適宜実施する。

検討に当たっては、(1)の提案募集結果や、従前の検討経緯等を踏まえることとする。スケジュールは資料6参照。

## 2. 現行契約類型の修正等

### ○自動車の購入及び賃貸借に係る契約

平成19年7月の省エネ法トップランナー基準の改正により、ガソリン及びディーゼル乗用車等については、2015年度燃費基準を同一区分として扱うこととされている。また、平成23年度から自動車のカタログ表示はすべてJC08モードに切り替わることとなる。このため、平成22年度においては、ディーゼル自動車の普及状況を勘案しつつ、ガソリン自動車とディーゼル自動車を同一の評価式に基づき評価し、契約の相手方を選定する総合評価落札方式の導入が可能か、検討が必要と考えられる。

一方、国土交通省において、プラグインハイブリッド自動車の特性を適切に評価できる排出ガス・燃費測定方法について検討が行われ、燃費に関する性能の評価方法<sup>1</sup>及び表示項目が定められたところである<sup>2</sup>。プラグインハイブリッド自動車や電気自動車等の環境性能の優れた新たな自動車が市場に順次投入される中、来年度以降、こうした自動車を、可能な場合は同一に扱うことについて引き続き検討を行っていくことが必要と考えられる。そのためには、複数車種間の環境性能を同一に評価できる指標（例えば単位走行距離当たりの温室効果ガス排出量（g-CO<sub>2</sub>/km））についての考え方を、関係省庁における議論等を踏まえ、整理する必要があると考えられる。なお、温室効果ガス排出量に係る評価指標の導入の検討に当たっては、当該指標の評価対象とする範囲<sup>3</sup>、評価値の算定方法等を併せて検討する必要がある。

## 3. 新規契約類型の追加

### (1) OA機器の購入等に係る契約（継続検討事項）

OA機器（コピー機等、プリンタ等）の導入に当たっては、使用段階の消費電力量のみの削減ではなく、中期的には、ライフサイクル全般での環境負荷の低減が必要との考えに基づき、ライフステージごとの環境負荷に関する評価手法の確立と併せ、入札価格とライフサイクルにおける環境負荷を総合的に評価可能な契約方式を検討

<sup>1</sup> プラグイン走行時の燃料消費率（プラグイン燃料賞比率）及びハイブリッド走行時の燃費消費率（ハイブリッド燃料賞比率）を複合した代表燃費値の「複合燃料消費率（プラグインハイブリッド燃料消費率）」

<sup>2</sup> 平成21年8月1日以降に製作された自動車から適用

<sup>3</sup> 例えば Well-to-Wheel（一次エネルギーの採掘から走行まで）、Tank-to-Wheel（燃料タンクから走行まで）などの評価範囲が想定される。

することを視野に入れ、検討を行っているところである。

その第一段階として、来年度は、環境に配慮した契約の対象となる調達規模、発注者が提示すべき項目、特定の環境負荷指標項目による契約方式の検討を行う。なお、必要に応じ、民間事業者や地方公共団体等における事例を踏まえ、検討を進めることとする。

## **(2) 新規契約類型に関する情報把握・検討**

5月頃を目途に行う予定の契約類型の追加・修正等に係る提案募集結果、及び現在取りまとめを実施している「平成21年度地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」において把握した地方公共団体における先進的な環境配慮契約等を参考として、新規の契約類型に関する検討を行う。

## **4. その他（環境配慮契約の推進に関する事項）**

### **(1) 環境負荷低減効果について**

- 環境配慮契約による温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

### **(2) 環境配慮契約の推進について**

- 地方公共団体への普及・啓発及び導入促進
  - 「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」の継続的な更新
  - 「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」による情報把握及び課題抽出、導入促進方策の検討
  - 環境配慮契約法基本方針に係る全国説明会の開催
- 環境配慮契約の国際的な普及